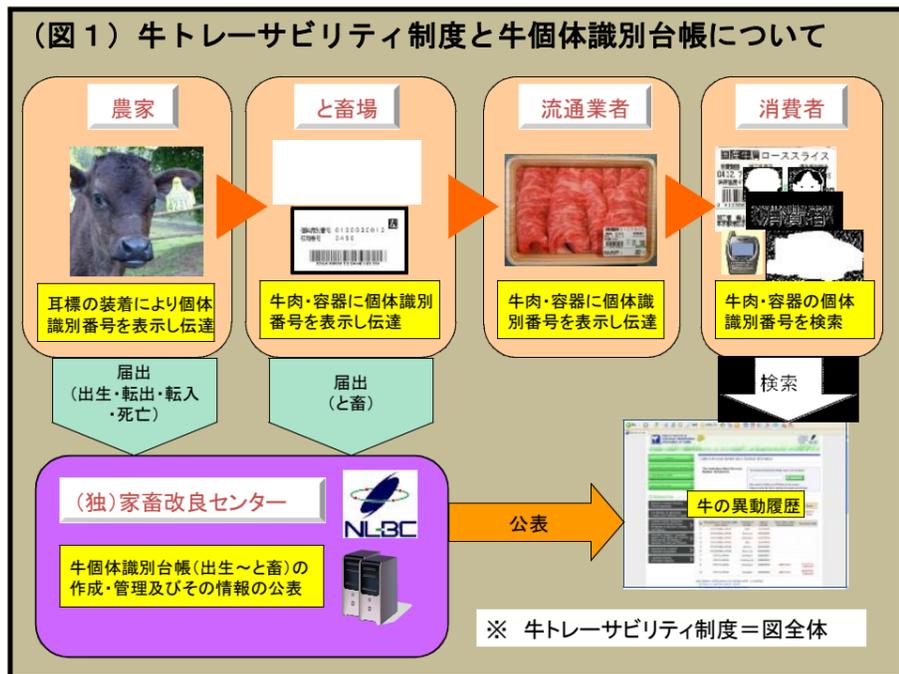


# 牛トレーサビリティ制度の一翼をセンターが担っています！ ・・・厳密に言えば個体情報の管理と公表ですが・・・

## 牛トレーサビリティ制度・牛個体識別台帳とは？

トレーサビリティとは、「追跡 (Trace)」・「可能性 (ability)」のことですが、牛の場合、現在、「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法 (=牛トレーサビリティ法)」に基づいて、牛肉に表示される個体識別番号から、牛の出生から消費者に供給されるまでの間の生産流通履歴情報の把握が可能となる制度 (=牛トレーサビリティ制度) が構築されています。

そして、そのうちの牛個体識別台帳 (出生～と畜) の作成・管理及びその情報の公表につきましては、牛トレーサビリティ法に基づき、独立行政法人家畜改良センター (=センター) が農林水産大臣から委託を受けてその事務を行っております (図1)。



## センター個体識別部の業務は？

大きく言えば、前述しました牛個体識別台帳の作成・管理及びその情報の公表等ですが、その業務を更に細かく見てみますと、

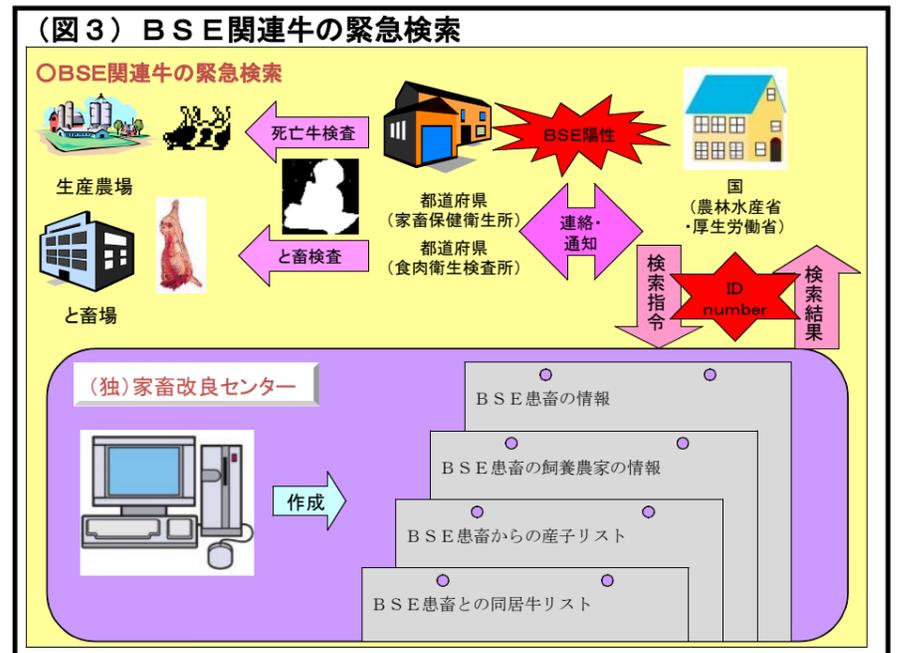
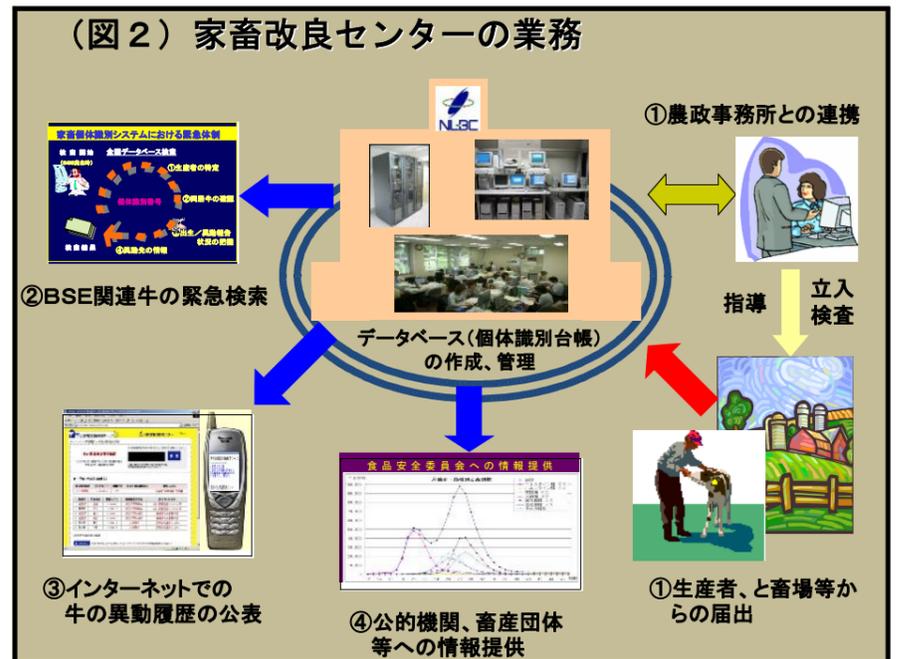
- ① 各種届出の受理等と農政事務所との連携
- ② BSE (牛海綿状脳症) 関連牛の緊急検索
- ③ インターネットでの牛の異動履歴の公表
- ④ 公的機関、畜産団体等への情報提供

に分けられます (図2)。

①については、牛個体識別台帳作成の核をなす各種届出 (出生・輸入・転出・転入・死亡・と畜) は、牛トレーサビリティ法により農家・と畜場等に義務付けられ、年間約1,200万件の届出を受理しておりますが、牛個体識別台帳の作成等を確実なものとするため、センターでは農政事務所と連携を図りながら、制度の信頼確保に努めております。

②のBSE関連牛の緊急検索については、センターでは、BSEの疑いがある牛が発見された場合、農林水産省からの指令に基づき、迅速 (2~3時間以内) にBSE患畜の情報・BSE患畜の飼養農

家の情報・BSE患畜からの産子リスト・BSE患畜との同居牛リスト等を回答します。この緊急検索システムが整備された平成14年8月以降、平成21年3月13日現在まで、32頭のBSE患畜 (このほか1次検査が陽性で確定検査陰性のものあり) に対応しています (図3)。



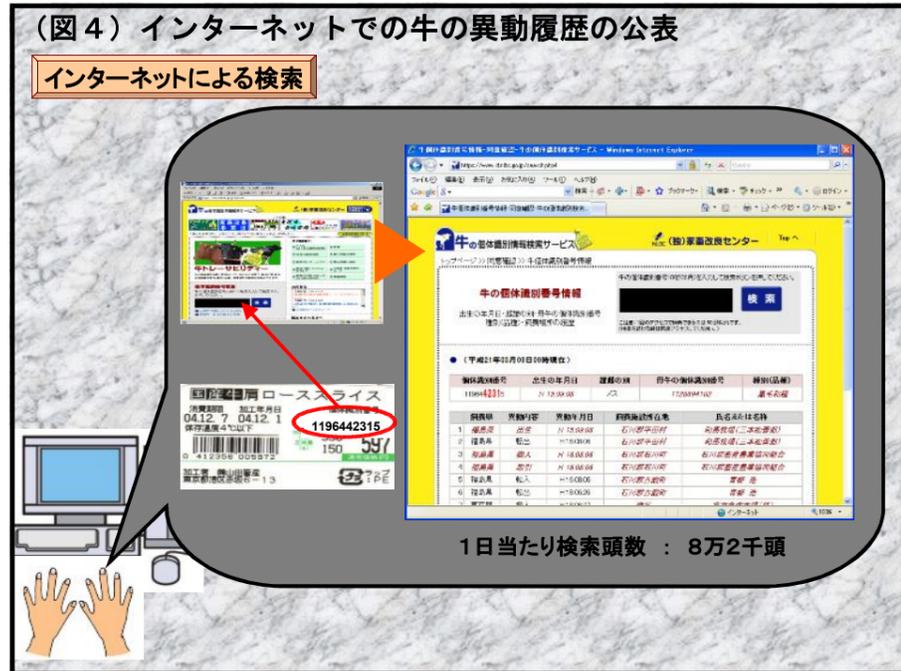
③のインターネットでの牛の異動履歴の公表については、パソコン又は携帯電話からセンターの「牛の個体識別情報検索サービス※」のウェブサイトアクセスしていただき、調べたい牛の10桁の個体識別番号を入力していただくことで、出生からと畜に至るまでの異動履歴を消費者の方々が知ることができるようになっています (図4)。

※ (パソコンの場合) <https://www.id.nlbc.go.jp/top.html>

(携帯電話の場合) <http://www.id.nlbc.go.jp/mobile/>

(検索用サンプル番号) 1196442315、1190364033、0827483123

最近の検索頭数を見ますと、全体（パソコン+携帯電話）では1日平均8万2千頭（うち携帯電話は7千頭）、年間で2,700万頭分のアクセスがあり、日本の牛が約440万頭存在することを併せて考えて見ましても、消費者を初めとした皆様に十分な情報を提供していると考えられます。



### 日本の畜産農家の基礎となる牛個体識別情報！！

④の公的機関、畜産団体等への情報提供については、センターでは、牛個体識別台帳に蓄積されている牛個体識別情報の有効活用を図るため、①農家の牛群情報（牛個体情報（個体識別番号・生年月日・雌雄の別・牛の種別等）を農家毎にまとめたもの）、②集計情報（牛個体識別台帳の情報を一定の条件下で抽出し加工したもの）等を、個人情報の保護に十分留意しながら、様々な畜産関係機関に提供しております（図5）。

牛飼養農家に対する補助事業におきましては、

- ・ 肉用子牛生産者補給金制度
- ・ 肉用牛肥育経営安定対策事業
- ・ 酪農飼料基盤拡大推進事業
- ・ 酪農緊急経営強化対策事業
- ・ 肥育牛経営緊急支援事業

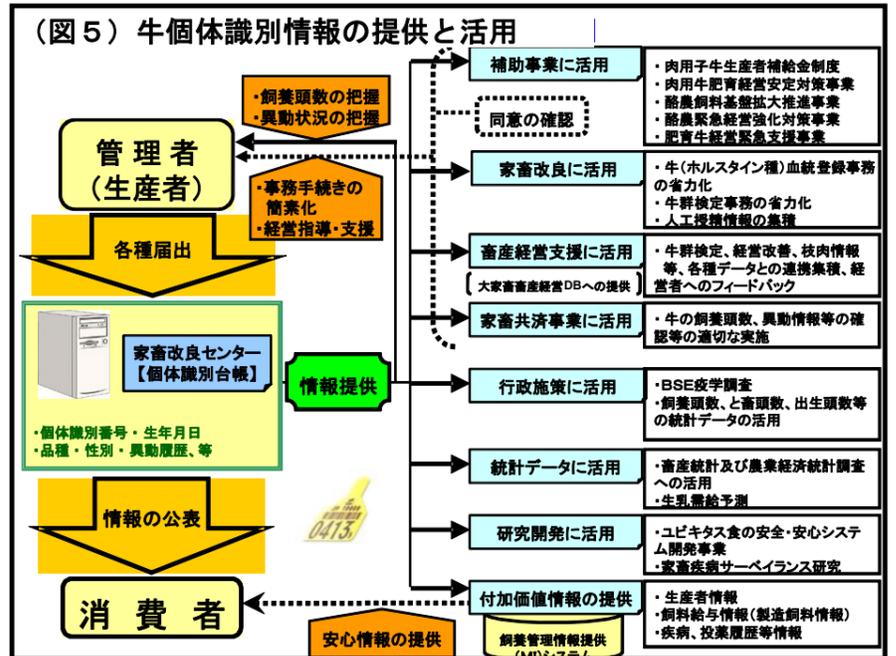
等の事業実施主体に情報提供を行うことで、畜産農家の経営の安定等に貢献しております。

また、社団法人日本ホルスタイン登録協会に情報提供を行うことで、同協会におかれましてはホルスタイン種の血統登録事務の省力化（自動登録）が図られたり、社団法人中央畜産会に情報提供を行うことで、各種データとの連携集積が図られ経営者へのフィードバックが行われることで畜産経営の体質強化にも貢献しております。

他方、畜産農家のセーフティネットである家畜共済事業については、共済組合に情報提供を行うことで、組合におかれましては、引受・事故等における適正かつ効率的な事務手続等が可能となっております。

更には、内閣府食品安全委員会に対するBSEの疫学調査のためのと畜・死亡データの提供、農林水産省大臣官房統計部に対する統計参考情報の提供を実施している他、ユビキタス食の安全・安心システム開発事業（17～19年度）での日本トレーサビリティ協会と

の共同研究の実施（牛の履歴情報と牛肉の流通記録を統合した形で牛肉ラベルを通じてリアルタイムに提供する試み）、（独）農研機構動物衛生研究所に対する家畜疾病サーベイランス研究のための牛の異動データの提供等も行っており、その活用は日々拡大しています。



以上、牛個体識別情報の提供が、日本の畜産振興の基礎となり、畜産農家の経営の安定等に貢献していることを御案内しましたが、最後に、センター理事長からのコメントを御紹介することで締めくくりとさせていただきます。

### 矢野秀雄センター理事長のコメント

当センターでは、ネットワークシステムの構築・改善などを行いデータベースの利用性向上に努めてきました。また、その情報について、BSE患者に関する情報提供はもちろんのこと、畜産及び関連産業の発展や消費者に正確な情報を伝える目的のため、個人情報の保護に留意しながら、消費者・畜産農家・行政機関・関係機関への提供、パソコン・携帯電話のインターネット検索画面上での公表などを行ってきました。そして、こうした取組を通じて、消費者の国産牛肉に対する信頼の確保と畜産農家の経営の安定に貢献できていると考えています。

家畜改良センターとしては、引き続きデータベースの確実な運営に努めるとともに消費者・畜産農家・行政機関・関係機関の皆様方の御要望に応えた、信頼され・魅力あるデータベース作りに努力して参ります。



「日本の畜産 改良と技術で育てます」

### 【連絡先】

独立行政法人家畜改良センター 個体識別部  
住所：〒961-8511 福島県西白河郡西郷村大字小田倉字小田倉原1  
TEL：0248-48-0596 FAX：0248-48-0581